

## 調査・設計業務等における総合評価方式試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、三重県が発注する測量、調査、設計等の業務において、地方自治法施行令第167条の10の2(第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づく競争入札を実施する場合、価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式(以下「総合評価方式」という。)の試行に関し必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

### (対象業務の範囲)

第2条 この要領に定める対象業務の範囲は、入札者から価格のほか、業務経歴、技術職員の経験、業務の実施方針等(以下、「技術的要素」という。)を記載した技術提案を求め総合的に評価することが、公共事業の品質確保の促進に寄与すると認められる業務とする。ただし、簡易な業務及び緊急性を要する業務を除く。

### (対象業務の指定及び執行)

第3条 知事又はその委任を受けて契約の締結権を有する者(以下「契約締結権者」という。)は、前条に該当する業務の実施に当たり、当該業務を所掌する競争入札審査会(以下「競争入札審査会」という。)の審査を経て入札方式の指定を行う。

2 契約締結権者は、前項で指定した業務の落札者決定までの執行に関しては、次条に規定する総合評価方式技術審査会の調査及び審議並びに競争入札審査会の承認を経て行う。

### (総合評価方式技術審査会)

第4条 競争入札審査会又は別途定める機関(以下「競争入札審査会等」の長は、総合評価方式技術審査会(以下「技術審査会」という。)を設置することとする。

2 技術審査会は、以下の事項を調査及び審議し、その結果を当該業務の競争入札審査会に報告するものとする。

- (1) 総合評価に係る技術提案の要求要件、技術提案の範囲の設定
- (2) 総合評価に係る評価基準の設定
- (3) 提出された技術提案の審査

3 技術審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、対象業務の規模、内容により選定するものとする。

4 技術審査会は、落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき、あらかじめ、別途定める三重県公共工事等総合評価意見聴取会(以下「意見聴取会」という。)において学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

5 前項の規定による意見の聴取において、学識経験者から当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、技術審査会は、当該落札者を決定するに当たり、あらかじめ意見聴取会において学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 技術審査会は、専門工事等に係る特殊な技術提案を求めて評価する場合は、意見聴取会とは別に学識経験者の意見を聴くことができるものとする。

(入札参加者の指名)

第5条 契約締結権者は、第3条で指定した対象業務を発注しようとする場合は、競争入札審査会に諮り、入札参加者の指名を行う。

(指名通知に明示する事項)

第6条 契約締結権者は、前条による通知に以下の事項を記載するものとする。

- (1) 総合評価方式による入札であること。
- (2) 入札を行う業務の内容
- (3) 技術提案書の作成様式及び作成上の留意事項
- (4) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (5) 技術提案を求める要求要件及び評価基準
- (6) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (7) 資料作成説明会を実施すること(資料作成説明会を開催する場合)
- (8) 資料のヒアリングを実施すること(資料のヒアリングを実施する場合)
- (9) その他必要な事項

(技術提案書作成説明会及び提出資料等のヒアリング)

第7条 競争入札審査会等の長が必要と認めるときは、技術提案書作成説明会の開催及び技術的要素の評価に係るヒアリングを実施できるものとする。

(総合評価の方法)

第8条 総合評価方法については、次のとおり行うものとする。

- (1) 評価の対象とする技術的要素について、当該業務の目的・内容に応じ評価項目・評価基準を設定する。
- (2) 各評価項目の評価に応じ得点を与える。
- (3) 価格及び性能等に係る総合評価は、下記の方式のいずれかとする。

ア 除算方式

(2)の各評価項目の得点の合計に入札参加資格の最低限の要求要件を満たす者に与える標準点を足した数値を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

イ 加算方式

(2)の各評価項目の得点の合計に当該入札者の入札価格を点数化したものを合算して得た数値をもって行う。

(落札者の決定)

第9条 落札者の決定については、入札者に価格及び技術的要素をもって入札に参加させ、以下の全ての要件に該当する者のうち、前条(総合評価の方法)により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札に係る技術的要素が、入札公告又は指名通知によって明らかにした要求要件の最低限の要求要件を全て満たしていること。
- (3) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点を、予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)を下回っていないこと(除算方式の場合)

- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

(提案内容の保護)

第10条 技術提案については、各企業の知的財産であることを考慮して、その取り扱いには留意するものとする。

(運用)

第11条 当該要領にもとづく総合評価方式の入札手続の流れについては、別紙1を基本とする。

- 2 総合評価方式を試行するに当たり、部分的にこの要領の規定によりがたい事項及び合理的な理由があるときは、弾力的に運用することができるものとする。ただし、その場合は指名通知書送付時にその旨を明らかにするものとする。

総合評価方式を試行するに当たり、部分的にこの要領の規定によりがたい事項及び合理的な理由があるときは、弾力的に運用することができるものとする。ただし、その場合は指名通知書送付時にその旨を明らかにするものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、入札の執行に関し必要な事項は、発注機関の長が競争入札審査会に諮って定める。

附 則

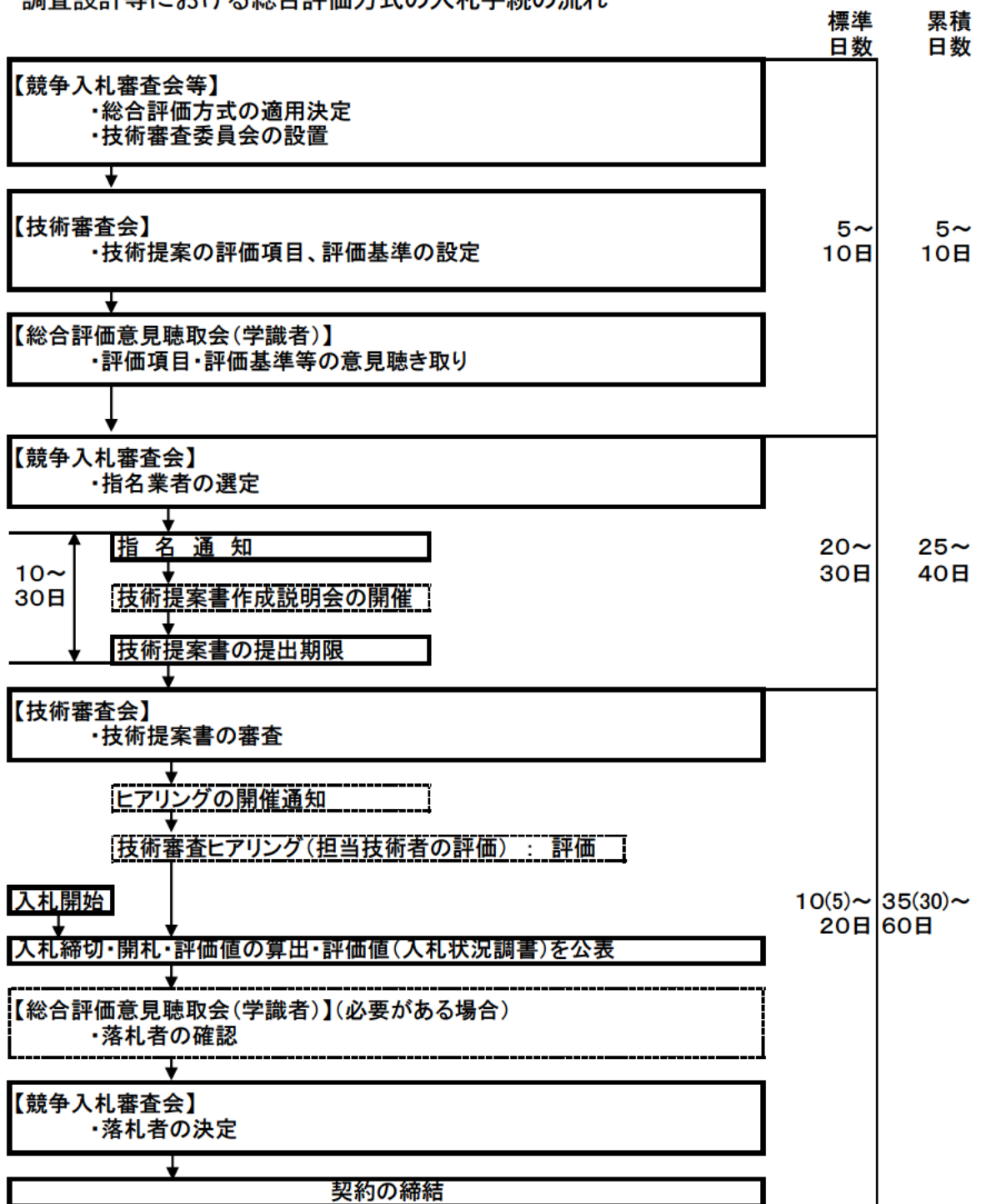
この要領は、平成19年9月20日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(別紙1)

調査設計等における総合評価方式の入札手続の流れ



※( )内の日数はヒアリングを実施しない場合の目安